

「西京七保」御供所の近世

——御供所寺院とその維持・管理——

高 橋 大 樹

はじめに

「当社鎮座以来、永祿以前、社領西京七保之封疆、并洛中洛外之麴役之得利被成下、神事祭祀已下、嚴重ニ被仰付候」。宝暦十二年（一七六二）、北野社に奉仕する西京社人（神人）らは、自らの由緒をこう述べた上で、八百年続いてきた社人職の退転を歎き訴えた。⁽¹⁾

ここで社人らのいう「西京七保之封疆（国境の意）」とは、自らが住居する北野社膝下西京の範囲を示すだけでなく、北野社との関係が連綿と続いてきたという歴史と由緒が込められた言葉である。すなわち、彼らは「西京七保」の各保に住居し、各御供所を通じて北野社へ御供を貢納しつつ、北野社の神事や祭礼に参仕し、北野社から酒麴役の利益や社人職の特権を付与さ

れてきたという認識を持っていた。北野社膝下西京の歴史は、まさに、北野社と社人（神人）との関係史といっても過言ではないだろう。

なかでも、「西京七保之封疆」の範囲や理解については、これまで議論が積み重ねられてきている。⁽²⁾それを踏まえ本稿で検討したいのは、北野社御供所八嶋屋へ御供を貢納する社人らの活動の拠点となる、「西京七保」御供所の近世における様相である。それ以前の実態は、『北野社家日記』や『目代日記』などの史料から殆ど見出すことはできず、まずは近世の様相を明らかにした上で、そこから遡及的に検討していくという視点も必要である。

文政十年（一八二七）六月、北野社社人と宮仕・松梅院の間で確認された条々には、「安楽寺縁起之内ニ、御本社分以前、七

保御供所建立之起在之」と北野社創建以前に「西京七保」の御供所が建立されたとの由緒が問題となり、「七保乃神供所七ヶ寺を建立与相認」と修正された。⁽³⁾ これら古い由緒をもつとされる「西京七保」の各保は、元禄期に寺院名が付されており、⁽⁴⁾ 御供調進の場というだけでなく、寺院としての性格を持ちながら社人結集の場として機能していたとも考えられる。

すでに前稿で、中世後期において「西京七保」から北野社へ貢納される御供の調進・備進・支配の実態を、社内御供所八嶋屋の存在形態を通じて検討したが、「高橋二〇一〇」、「西京七保」に存在した各御供所の歴史の変遷および維持・運営などはさらに検討を要しよう。

そこで本稿は第一章で「西京七保」御供所について、これまでの理解を整理し、元禄年間頃から明記される寺院名・保名について、『北野誌』の記述から遡及的に検討する。第二章では、それらを踏まえ、「西京七保」御供所の一つである第三保長宝寺を具体的な事例として、維持・運営の実態を明らかにし、第三章で社人仲間と各御供所の関係を検討したい。なお、本稿では、「西京七保」の各保御供所の寺院を指して以下、「御供所寺院」と使用する。

第1章 「西京七保之封疆」と御供所

〈1〉『北野誌』叙述の検討

まず、北野社および西京研究においてしばしば参照されてきた明治四十二年（一九〇九）編纂の『北野誌』には、西京についてどのように説明されているのか。次にその関係箇所を引用しよう。

【史料1】『北野誌』（北野神社社務所編纂・國學院大學出版部発行）

祠官宮仕の外に、西京に住める社人と稱するものありき、これは初め、北野社創立の時、右京一條より二條までの地に於て七ヶ所の御供所を建てたり、これを七保といひき、（中略）保とは平安城大内裏を起されし時、京城を區劃せられし名稱にして、壹町即ち四十丈四方を四目結の如く四つ合せて、貳町四方を一保といひ、保を又四目結の如く四つ合せて四町、四方十六町を一坊といひ、坊をまたかくのこたくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保を七つの御供所に充てられし故に七保の稱は起これり）⁽⁵⁾ その保名は「保安楽寺、二保東光寺、三保長寶寺、四保新長谷寺、五保満願寺、六保阿彌陀寺、七保成願寺と稱せり、その一保安楽寺は即ち延喜五年二月に社人の祖先等神像を宰府よ

り奉祀し来れる處にて、京都にて公を祭りし最初の地なりといふ、

かく定まりては、従来安楽寺に奉仕せしものどもを、北野神人と稱せしめ、**七組に分ち神事に奉仕せしめたり**、この神人は均しく曼殊院に屬すと雖も、祠官宮仕等と異なりて法躰にあらず、宮の執奏に依りて、従六位下國の介より従四位下國の守に叙任せらるゝを例とせり、(中略)

^c年中六ヶ度に(正月元旦、同七日、二月廿五日、三月三日、七月七日、九月九日) **七保の御供所に於て神饌を調理し、本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺天満宮に勤仕し、その餘暇は各農商の業を営み奉りしが、延享四年に至りて神人の稱を廢して、社人と稱せしめらるゝ事となりぬ、(後略)**

〔太字・傍線・読点は筆者。以下同様にて略〕
まず傍線部「A」で、社人と七保の来歴が述べられている。すなわち、北野社が創建されたとき、右京一条から二条に七ヶ所の御供所を建て、七保といったといい、傍線部「B」でその七つの名称を記す。傍線部「C」では、その七保の御供所で神饌を調理して、本社に献上するという。また、かかる七つ保の御供所に奉仕する神人らは延享四年(一七四七)に改称して社人となったと説明する。

では、これらの説明を具体的に別の史料から明らかにできるのであろうか。傍線部「A」については、中世段階における西京の「御供所」に関する記述は管見のかぎり具体的に見出すことはできない。ただし、前稿で明らかにしたとおり、永禄年間、御供は上下保だけでなく、「二三条保内社」からも北野社御供所八嶋屋へ貢納されていた〔高橋二〇一〇〕。

また三枝暁子氏は、文安二年(一四四五)の「祭札引付」の記事から、「馬上七騎」と「七保」の対応関係を指摘しつつ、「七保」の各「保」を特定することはできないものの、西京の「保」が、節句ごとに神供を負担する土地区画をさすものであったこと、鎌倉期以降、様々な呼称で呼ばれた「保」が存在したことが、室町期以降、それらの「保」の中から「七保」という新たな編成単位が生まれた可能性が高い」とする〔三枝二〇一一〕。「西京七保」の存在自体について、慎重な姿勢であった小野氏の見解〔小野一九八七〕から踏み込んだものといえる。

しかし、「西京七保」が延徳三年(一四九一)から存在していたとしても、その範囲を具体的に措定することは難しい。例えば、貝英幸氏はそれを段銭賦課の際に用いられるものと指摘しており〔貝二〇〇三・二〇〇四〕、確かに前稿で検討したように八嶋屋修復の段銭賦課の際にも「西京七保」という呼称が使用されている〔高橋二〇一〇〕。

さらに、慶長七年の神人等交名である「社人連氏」には、「西京七保」神人らがすでに五つに編成されており、中近世移行期における「西京七保」の変遷を考える上で重要である。^⑤

では一方で、傍線部「B」で説明される保名と寺院名の淵源はいつまで遡れるのか。例えば、東光寺保の東光寺が、既に中世末期に見出せるのは確かであり、特に次の記述は注目してよい。

【史料2】「永祿四年古記録乙」九月九日条（北野天満宮史料

古文書）

一、九日、御神供参候、能乗観樂仕候間、我等西京へ参候、**東光寺より壹貫文請取候**、去年之未遣三百三拾式文請取申候、両内三百三拾式文少間之わひ事二候間、未遣候分也、

右により永祿四年（一五六二）九月九日、「我等（宮仕）」が病気にかかった能乗の代わりに西京へ参り、東光寺から一貫文を受け取り、それが去年の未進分であったことがわかる。つまり、東光寺という寺院を通じて、北野社八嶋屋へ御供銭が貢納されていたことになる。

このように戦国期の寺院名と、後世に「〇〇保」と冠せられた寺院名を直線で結びつけるには、西京の近世的展開を検討する必要があると考えられるが、ここでも三枝氏の次の指摘が重

要である「三枝二〇一一」。

各保の名に付されている寺院の成り立ちは必ずしも明確でないが、例えば東光寺保の「東光寺」が戦国期には確認されることから、いずれも中世末期から近世初期にかけて西京神人によって建立されたものでないかと推察される。寺院は、神人によって天神を独自に祀り御供を備えるための重要な場。

確かに近世の新長谷寺や長宝寺の指図には、観音堂が描かれており、天神が祀られていた可能性が高い。^⑥ ちなみに、新長谷寺は文明十五年（一四八三）に三条西実隆が参詣しており、當時すでに建立されていたことがわかる。^⑦ また、実態は不明だが天正期には満願寺の存在も見出せ、「西京七保」に冠せられる寺院はいくつか存在していた。

しかし、このほかに「七つの保」と「七つの御供所」を具体的に繋げる史料を見出すことは難しく、また慶長七年の段階で、五つの保であることを踏えると、^⑧ 「七つ」という数字に当てはめて考えることに慎重にならざるを得ない。^⑨

〈2〉「西京七保」御供所の理解

次に「西京七保」御供所の理解について、「京都坊目誌」（大正四年）^⑩ および昭和九年（一九三四）の川井銀之助氏の論文

「北野天満宮と七保御供所攷」での説明を確認しておく「川井一九三四」。そこで記述され整理された保・寺院名などを「表1」にまとめた。

「表1」より、川井氏が具体的な七つに措定する「西京七保」の御供所寺院も、その大半が廃絶や移転を経て、明治期を迎えていることがわかる。ただ、これら「京都坊目誌」および川井氏の説明にある、各寺院を中世以来連続と続いてきたとするにはやはり無理があろう。

では、この七つの保、七つの御供所という捉え方は、『北野誌』以外に見出せるのであろうか。そこで注目したいのは、近世後期に記された次の神宮寺由緒書である。そこに当該期の御供所および「保」、また西京社人らの歴史認識を伺い知る上で重要な記述を見出すことができる。

【史料3】「安楽寺修復由緒書」〔本郷家文書三九二号〕

由緒之儀者、従往古申伝処

朱雀天皇御宇、天慶四年辛丑年、勅命よつて長安之西、右

近馬場辺二、八町四面二七所之神宮寺ヲ御建立、

一保 安楽寺

二保 東光寺

三保 長宝寺

中保 新長谷寺

五保 満願寺

六保 阿弥陀寺

七保 成願寺

右宰府被為准^{（准地）}挙、表門通二、筑紫町与唱、当社安楽寺、

「」本朝天満宮

以下由緒

この史料は後半部および年紀を欠くが、安楽寺修復にかかる天保十四年（一八四三）の北野社人惣代川井但馬介の書付に付随したものであり、本史料も同時期以降の成立と比定できる^①。ここに「西京七保」御供所が「七所」の神宮寺として創建されたことが記されている。この記述と認識が、後の『北野誌』の記述へと繋がっていくのではないだろうか。「西京七保」が七つの保として確定していく過程は、ある意味で「七保」に整合性を持たせるため七つの寺院を当てはめ、由緒を確認していく状況と期を一にする。社人（神人）らが、自らの由緒を再生成していく際の歴史的な認識であったということもできよう。

ここで、先に触れた御供所の由緒をめぐる争論の史料を改めて検討しておこう。

【史料4】「安楽寺縁起宝物争論一札」〔本郷家文書二四六号〕

為取替一札

一、社人支配西京安楽寺、為拜仕度奉願候処、縁起其外宝

物之内、并御祓札守、社人分差出候二付、宮仕中分差

支申立候二付、社人分宮仕中相手取、今般御願申上、

既 御裏判頂戴仕候処、下二而及対談、左之通、示談

相調候二付、後と故障為無之、為取替置候箇条書、

[表 1]

	「京都坊目誌」		川井銀之助氏論文
七保社址	北野神社神供所。七保は伝て天曆年中の創設と云ふ。皆明治六年七月に廃せられ、祭神を北野に移し末社とす		
一ノ保社	北町にあり。菅神を祭る。安楽寺天神と号す。延喜五年二月九日、筑紫より之に移すと云ふ。また子規天神と呼ぶ。中世社殿に子規の彫刻物を装置せしより合(号)とす。今、彫刻物は北野神社に蔵す。	一保 安楽寺	末社に白太夫、福部、稻荷、猿田彦、御霊の五社。地蔵堂に地蔵尊(明治二年に川井家保管→大正九年に浄土宗弘誓寺に安置)・不動石を安置。明治六年上地、宝物は北野本社に遷座。明治八年に民有地(選佛寺所有)。明治三十九年に御供所跡に「一之保神社」を祭祀。
二ノ保社	堀河町にあり。文政九年四月廃す。	二保 東光寺	土蔵に薬師如来木像・十二神像(川井家保管→浄土宗弘誓寺に安置)。明治六年上地、明治八年民有地。
三ノ保社	西町にあり。野見宿祢を祀る。菅神の作と云ふ梅樹を以て彫刻せる十一面観音像を安置す。之を長宝寺と号す。	三保 長宝寺	十一面観音を安置。木造は明治二年に向南側の浄土宗成願寺に遷座。明治六年上地、明治八年に民有地。(後述・検討)
四之保社	仲保社にあり。今葛野郡に属す。元文五年三月廢社す。之を新長谷寺と云へり。菅神作の枕箱観世音を安す。此堂を捨衣堂と称す。中古此所を以て北野旅所とす。乃ち神輿行在の地也。後世神輿岡を以て旅所とす。康富記に、宝徳二年八月一日、北野神輿令出西京御旅所とあるは之とす。	四保 新長谷寺	捨衣堂・麗衣堂とも。菅原道真作という枕箱観世音を安置。元文五年の取壊し時に第一保御供所に遷座。(御前十一面千手観音は川井家保管→弘誓寺に安置)。明治六年上地、同十二年払下。
五之保社	行衛町にあり。満願寺と号す。元禄十五年岡崎に移す。	五保 満願寺	薬師仏安置。元禄十五年に寺号・仏像・敷地と共に他に譲る。(→洛東岡崎町法華宗満願寺は寺号を移したものの)
六之保社	同町にあり。阿弥陀寺と号す。寛保三年御供所を廃す。	六保 阿彌陀寺	阿弥陀安置。寛保三年に廢絶。現在の跡地の石碑には「元阿弥陀寺跡、慈雲尊者遷化之靈地」
七ノ保社	葛野郡花園村字辻にあり。菅神を祀る。成願寺と号す。元和二年、仏像、寺号、及敷地一反五畝十六歩日蓮宗に譲る。今の成願寺是也。	七保 成願寺	元和元年に寺号(某法華宗僧)・仏像(浄土宗西蓮寺へ)を譲る。三井家菩提寺。明治六年上地、神殿・拜殿は北野社御旅所へ移し、御輿岡神社に改めて鎮祭。明治十二年民有地。

一、安楽寺縁起之内ニ、御本社今以前、七保御供所建立之起在之候得共、此義、於本社差支候事故、相改後、七保乃神供所七ヶ寺を建立与相認、文面如別帳、

一、暗郭公木作

暗郭公之義、本社宝物差支二付、称号相改、縁起建札、并絵図等二茂、郭公之神宝と計、相記申候事、尤縁起建札等如別帳、

一、神事祭礼之古画、右者、御本社御祭礼之図ニ而茂無之、御旅所御規式ニ而茂無之候事、

一、御絵伝、右者、世間流布之御伝記ニ御座候事、

一、靈仏靈宝之義者、別紙之通、記置候内、為取替状点数之外、由来等御座候共、板行等無之候、尤御本社ニ差支無之様、可申述候事、

一、御札守之義者、差出シ不申候、御祓之義者、文化八年濟状面之通、相心得可申候事、

但、右之通ニ候得共、今度格別之対談を以、開帳為拜之節々、參詣之内乞請度旨申もの計^江者、御祓相授可申候、右開帳為拜中ニ限り、其余例二者、相成間鋪候事、

右之通、熟談相懸、双方申分無之候、以来、為拜等仕候節々、宝物増減在之候て、社人中^江宮仕中、御本社差

支無之様、対談可申候、然ル上者、少も異乱申分無御座候、尤梅松院役人^江茂申談、取嘆仕候義も御座候二付、松梅院ニおゐても、承知罷在候義ニ御座候二付、松梅院役人河合謙助義も連印仕候而、永世互ニ争論ケ間鋪義不仕、諸事為取替一札通ニ、無懈怠永続可仕候、為後日為取替一札、仍而如件、

文政十亥年六月

社人惣代

神部長門守(印)

緒方金吾(印)

宮仕年預

松柴坊(印)

梅深坊(印)

同 役者

玉鳳坊(印)

松梅院役人

河合謙助(印)

文政十年(一八二七)、宮仕中と社人による争論が起こつた。その原因は、安楽寺の縁起・宝物・祓札を社人から差し出すことについて、宮仕中らが「差支」を申したことによる。社人らが、訴えの中で由緒を確認し、そこで「七保」御供所について語り、その中で由緒が訂正され再確認されていく過程が興味深

い。傍線部にあるように、安楽寺の縁起で、本社北野社創建以前に七保御供所が建立したということが、北野社にとって差支えのある内容であり、それを七保の神供所七ヶ寺を建立したという記述に改めたという。七ヶ寺という、いわば先の【史料3】の前提となる神宮寺としての建立へと由緒が再編成されたことになり、以後、しきりに「七保」や御供所寺院の由来が願書や訴状において引用されることになる。ここで、第二章で維持・運営の実態を検討する長宝寺に関わる社人仲間の再興を訴える願書をみておこう。

【史料5】「長宝寺保社人絶家株相統願書」〔本郷家文書三八八号〕

乍恐口上書を以奉願上候

一、当御支配社人仲間之儀者、往古七保有之、其の向も都合仕、八十四家七組二相分り、連統仕来り候所、就中、式ヶ寺絶転仕候而、其之後、五保を以五ツ組二相分り、相統仕来り候所、追々仲間絶家の者、数多有之候二付、只今二而者、五保之内安楽寺・保長宝寺保、右式ヶ保可成二、相統仕居候、然ル処、右長宝寺保、往古仲間十三家有之相統仕来り候処、追々絶家仕候而、只今二而者、長宝寺保私壹人二相成り、殊ニ多病二付、御社用向ニも難相立奉恐入候、右二付、長宝寺保壹人乃私、

万一不相統之儀茂御座候時者、既ニ長宝寺保、悉々絶転ニも可相成哉ニ奉察入、左様候得者、社人者勿論、保々の衰微ニも相成候段、重々乍恐歎ヶ敷奉存候二付、此度長宝寺保組内より、分家の者、其の末々吟味仕候所、慥成ル血脉の者両三人御座候二付、銘々名前書頭シ、則仲間一統江相談ニ及申、何分長宝寺保絶家内、慥成血脉の者兩人相立、此度長宝寺保組為致加入、絶家為致相統申度旨、相頼及申候所、彼是不承知、申立一圓取り合不申候段、難相分り奉存候、先年奉蒙御裁許、已後社人一統和熟相調、五保一体何事も申談事可相成様、可致相統旨被 仰渡奉畏御請可仕候、尤も其砌社人仲間、為取替一札仕置候得者、此度長宝寺保絶家取立相統仕候義ハ、於テ御寺務所様ニ茂、勤功ニ被 思召候事ニ相心得、深心配仕、漸々出来仕処、追而社人仲間不承知、申立候儀者、先年之 御裁許、如何相心得違可仕候哉、乍恐語言同断之事ニ奉存候、乍併、何分長宝寺保私壹人ニ而、御社用向等何も行届不申儀も有之候哉ニ而、仲間の宿意を以、不承知申置候事ニ、乍恐推察可仕候、何分ニも多勢の下組を相手取り、上組壹人の私ニ而、利解申聞

候とも納得不仕候間、何卒恐多奉存候得共、此上の御慈悲を以、**宝曆年中之御裁許通**、并社人仲間為替約定通、**相互二保と相続仕**、追と取り立、絶家無之様、速二被 仰付被下候得者、保と社人仲間の繁栄之元意二も相成、且ハ御社用二も相立、御神慮二も相叶可申哉二、乍恐奉存候間、幾重二も此段御憐愍の御沙汰を以、右願之通、被

仰付被下候得者、^{〔四〕}囑難有仕合奉存候、何分宜敷御取成之程、伏而奉願上候、以上、

文政十二年十一月廿三日

これは、文政十二年（一八二九）十一月に社人らが、分家筋の者を新たに社人仲間株へ加入させ、相続させることの追認を歎願したものである。下書のためか、宛先は不明であるが、社人仲間同士の争論の裁定を願い、かつ「御社用向」にも叶うとしている点、また文中の平出表現から別当曼殊院へ出されたものだろう。

その内容について、傍線部に対応させながら読み解いてみると、〔①〕社人仲間は、往古から七保あり、〔②〕八十四家を七組にわけて続いてきたが二ヶ寺が絶転し、〔③〕以後五保となり相続。〔④〕いまは五保のうち安楽寺・長宝寺の二保となった。

〔⑤〕長宝寺保は往古より十三家で続いていたが、〔⑥〕一人（本

郷家）のみになったという。〔⑦〕そしてそれが保々全体の衰微に繋がっているとする。

これら七保と御供所の由緒を述べた部分から、七保から五保、五保から二保へと衰微し、それが「西京七保」全体の衰微に繋がるとの認識をもっていたことがわかる。そこで、保内の分家から血脈の確かな者を絶家へ差し入れて相続させることを訴願した。

ここで五保、二保と衰退していく中で、保々社人が御供調進に関わってきた御供所寺院も当然廢絶していったと想像でき、安楽寺・長宝寺以外の御供所寺院が廢絶していく過程は、「京都坊目誌」や川井論文で示された四保から七保の廢絶・衰退と重なる。本稿で使用している本郷家文書には、これら新長谷寺や東光寺の管理に関わる史料が散見されるが、なぜ第三保長宝寺以外の御供所寺院の維持・管理を示す史料が伝存するかという問題は重要である。ただそれを考える前に、まずは近世後期まで存続してきた安楽寺保・長宝寺保の御供所寺院がどのように維持・運営されてきたのかを明らかにしておきたい。そこで安楽寺保・長宝寺保の二ヶ寺に収斂していくうち、第三保長宝寺について章を改めて検討する。

第2章 御供所寺院の存在形態

〈1〉第三保長宝寺の維持と運営

ここで、「西京七保」御供所寺院の存在形態を考えるために、第三保御供所であったとされる長宝寺の維持・運営について検討したい。検討を進める前に、長宝寺が所在した大將軍村について、その概要を確認しておく。

大將軍村は、紙屋川の西、木辻村、西京村、北野・等持院村に接し、その村名は大將軍八神社に由来する。村域は、かつての平城京城に含まれており、中世初期には官衙町、左大臣源融領であった。近世には幕府直轄領として京都代官支配をうけ、享保十四年（一七二九）の村高は三九九石九斗八斗余となっている。典型的な近郊農村であり、明治十年代には十二戸七六人の村落であった。また、村の東部には、東豎町・下豎町・大東町・大上之町・西町・下横町の六町が早くから形成されており、寛永十四年（一六三七）の「洛中絵図」には「大將軍屋敷」とある紙屋川の一画に建並ぶ町屋にあたる。また、元禄末期洛中絵図には「辻子」、天明六年（一七八六）京都洛中洛外絵図には「西丁」と表記され、長宝寺はこの西町に所在していた⁽¹²⁾（位置関係は「図1」参照）。

その長宝寺は地誌類にどのように記されているか。「京羽二

重」には、洛陽三十三観音の二九番所とあり、「都すゞめ案内者」には「大じやうぐんの丁」にあるとする⁽¹⁴⁾。また、「雍州府志」には「本尊観音、菅神之所作也、真言宗僧寺守之」とあり⁽¹⁵⁾、「拾遺都名所図会」・「山州名跡志」・「山城名跡巡行志」も同様に菅神御作の観音と、洛陽三十三所巡礼の一つであることを記す⁽¹⁶⁾。さらに、「京都坊目誌」には「三保社址」の項に、野見宿禰を祭り、「守僧を長宝寺と号す」と記し、明治六年（一八七三）に「祠宇」が北野神社境内へ移ったとする⁽¹⁷⁾。

では、正徳四年（一七一四）に作成された「寺社御改帳」にはどのように記されているのか。

【史料6】「寺社御改帳」〔本郷家文書五五四号〕

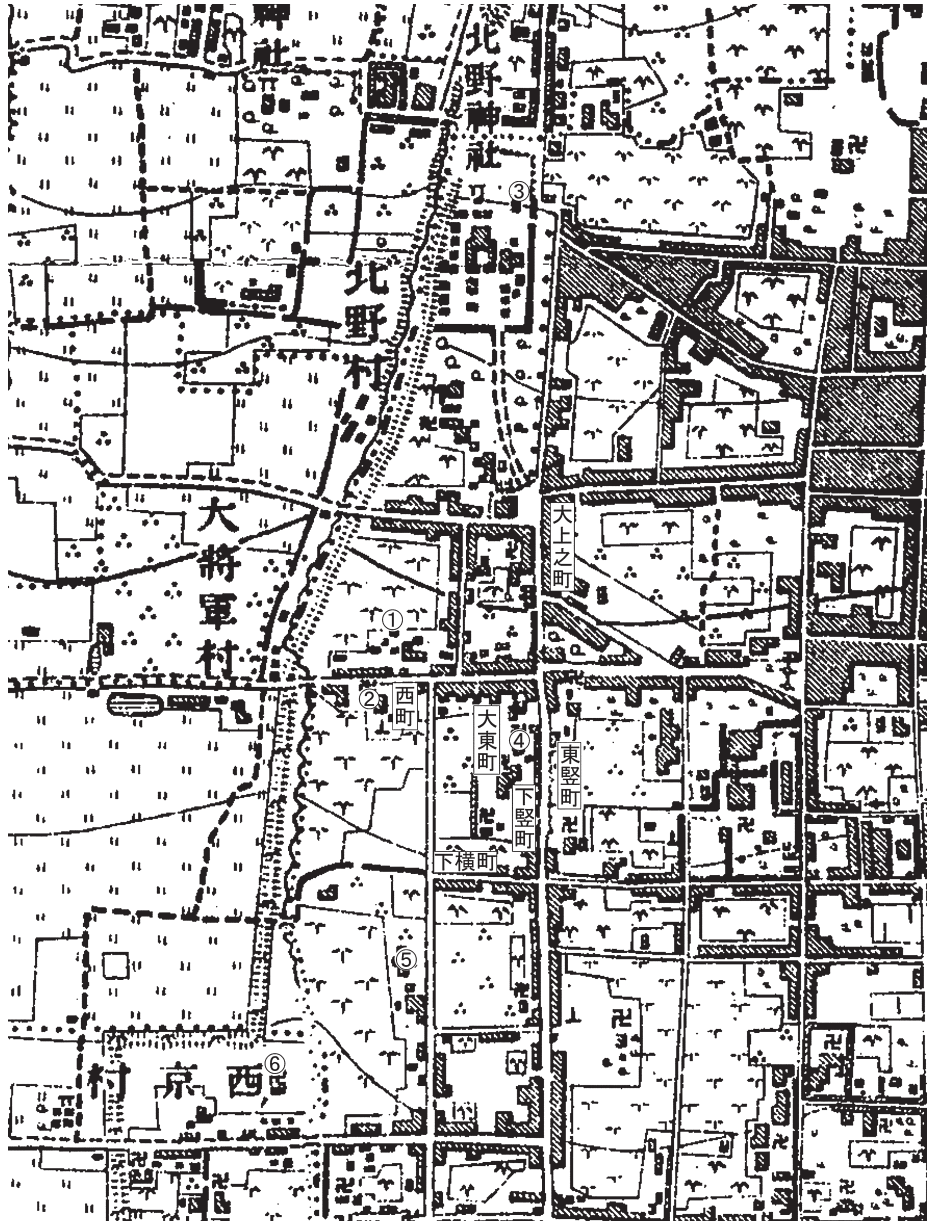
一、北野御供所 長宝寺

境内東西拾五間 観音堂三間 瓦葺

客殿五間 板葺

是者、七百七拾年余、天慶年中朱雀院御宇、北野二垂跡已後、御供所と相極ル、

長宝寺が北野社御供所として位置付けられ、境内に観音堂・客殿を備え、天慶年中の「垂跡」以後に成立した御供所であったとする。この記述の後に貼り付けられた付箋には「文化九年迄、八百六拾七年也」とあり、常に天慶年中が意識されていたこともわかる。また、その規模や配置については、寛政年間



[図1] 大將軍村関係図

①大將軍八神社、②成願寺、③北野社御供所八嶋屋（竈社）、④東光寺、⑤選佛寺、⑥弘誓寺

※注：明治22年大日本帝国陸地測量部仮製地形図2万分の1（京都）を使用した。

の長宝寺修造訴願に付された指図からある程度推察することができる〔図2〕¹⁸⁾。

ところで、この長宝寺に冠せられる「北野御供所」は、しばしば他の史料にも窺え、長宝寺だけでなく安楽寺や東光寺も同じように記されている史料を見出すこともできる。¹⁹⁾ 創建以来、御供所であったという歴史や由緒は、おそらく各保の御供所寺院に共通する認識であったと推測される。

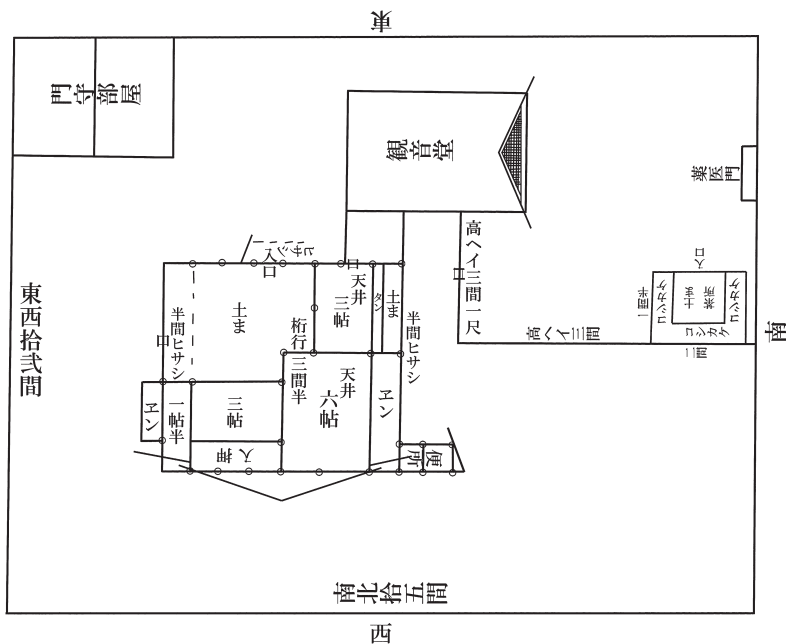
また、長宝寺の寺院としての性格は、享和三年（一八〇三）七月の口上書からもうかがうことができる。

【史料7】「北野天満宮御供所長宝寺覚」〔本郷家文書三八二号〕
 （表紙）「享和三年亥七月

就御觸口上覚

大將軍村北野天満宮御供所長宝寺」

- 一、御朱印無御座候、
- 一、御宮有之、御位牌等御公儀様御安置被成候儀、無御座候、
- 一、御公儀様其外分葵御紋附之品、御寄附有之候訳、此儀一切無御座候、
- 一、御所司様、并両御奉行様へ、御物入并継目御礼等之儀、無御座候、
- 一、関東江、従前と諸御礼・其外差定参上仕候義、無御座候、



〔図2〕長宝寺普請願（指図部分）〔本郷家文書195号〕よりトレース

候、

一、勅願所二而者、無御座候、

一、官位之儀、無御座候、

一、紫衣色衣等、無御座候、

一、住職之儀者、社人分_レ帰依之僧請待仕候、

一、無住之節者、社人分_レ支配仕候、

一、組寺、無御座候、

一、隱居所塔頭、無御座候、

一、堂上方猶子二者無座候、

一、山号・院号無御座、寺号計二御座候、

一、無本寺二御座候、

一、真言宗二而、山城国葛野郡大將軍村二御座候、

一、諸御願御届等之節、御廊下へ罷出申候、

右之通、相違無御座候、以上、

大將軍村天満宮御供所

長宝寺

無住二付

北野社人

本郷喜平次

御奉行様

(11)でも「北野天満宮御供所」であることが明記されている

が、朱印地ほか天皇家・將軍家との由緒、京都所司代・町奉行への継目の礼などもなく、真言宗の無本寺であった。その中で、長宝寺の維持・運営に関する条目として、九箇条目・十箇条目が注目される。すなわち、住職は社人が帰依する僧を招請し、無住であった場合は社人が差配するなど、寺院所在村である大將軍村ではなく社人によって管理・運営がなされている。

また後掲【史料12】には「大將軍村保長宝寺之義、居村社人并堂衆(中)無差別立会」と、社人と並んで「堂衆」も御供所寺院の長宝寺の維持・運営に関わっていた²⁰⁾。この「堂衆」は、延宝五年(一六七七)の「大將軍村家数間尺改帳」に「大將軍村神主、神主生嶋右京」と記される存在であり、宝暦年中の長宝寺普請争論の際に村方と共に連署する存在であった²²⁾。

しかし、このように社人・堂衆の管理下にあった長宝寺は、近世後期を通じて無住であり、常に留主居が置かれていた。

〈2〉長宝寺の留主居

ここで長宝寺の留守居について、長宝寺の宗門人別改帳の記載および寺預り証文から分析してみよう。

まず、宗門人別改帳は、安永八年(一七七九)から嘉永二年(一八四九)のうち十九年分が残されている²³⁾。記載方式はどの年次もほぼ同様のもので、例えば天明二年(一七六五)の宗門

人別改帳を示すと、

【史料8】「宗門人別改帳」（本郷家文書四〇六号）

山城国葛野郡大將軍村

北野天満宮御神供所真言宗^{無本寺}長宝寺、当時留主居無御座候間、右段御断申上候、

真言宗長宝寺

と北野社御供所であることが明記され、この時は存在していないが「留主居」の有無が記される。この後段には切支丹宗門の吟味などの文言が付され、京都町奉行に提出されたことがわかる。作成者は「長宝寺北野社社人本郷万右衛門」である。この「留主居」の存在は、先の長宝寺の性格を規定した【史料7】にある「一、住職之儀者、社人今帰依之僧請待仕候」あるいは「無住之節者、社人今支配仕候」と関わっている。残存分の宗門人別改帳を見る限り、すべてにおいて長宝寺は無住であり、留主居を置いて管理していたことがわかる。この留主居のあり方は、寛政元年（一七八九）の留主居差入証文からうかがうことができる⁽²⁴⁾。これは、社中総代本郷郡次と堂衆生嶋右京が惠菊尼に宛

てたもので、近年留主居もなく、長宝寺普請を願うにあたって費用一貫目を渡して、「永世留主居相頼」むとした。もともと長宝寺は「往古る社中并堂衆支配ニ紛無^一」いので、留主居を置くにあたっては、「其元弟子之内^江永代見立」とし、「不如法又ハ

社法・村法等」を背く時は「退去之義」を申し入れるとしている。

これら宗門人別改帳および留主居請証文を一覧にしたのが「表2」である。安永八年の惠焚、および天明三年（一七八三）の隆賢は男僧であると思われるが、ここで特徴的なのは、天明五年（一七八五）から嘉永元年（一八四八）の留主居がみな尼僧であったことである。また宗旨も浄土宗・禅宗と一定ではなく、たとえば享和二年（一八〇二）の宗門人別改帳をみると、理由は定かではないが、浄土宗知恩院末泉州中庄村大光寺旦那であった留主居尼光照が、同宗嵯峨清涼寺末千本一条佛性寺旦那へと同宗内で変更されている⁽²⁵⁾。

ここで寺預り証文の中で、文化五年（一八〇八）の留主居交代を検討してみよう。このとき尼僧光照から、尼僧明亀に交代することになり、明亀は禅宗北町選佛寺の弟子であったことが次の史料からわかる⁽²⁶⁾。

【史料9】「長宝寺留主居寺預り証文」（本郷家文書二〇三号）

一札

北野天満宮御供所大將軍長宝寺、**觀音**^天**土御守護**、今般留主居仕候明亀与申尼、**先祖今能存知慥成仁**ニ候故、我等請人ニ罷^可申候、宗門者、**禅宗北町選佛寺**弟子ニ紛無御座候、然ル上者、**公儀**^御様法度ハ勿論、諸事大切ニ為相守^可

[表2] 「宗門人別改帳」・「寺預り証文」にみえる長宝寺留主居

年号	西暦	住持	留主居	備考	作成者	本郷家 文書
安永8年	1779	--	留守居恵焚(坊)	天台律宗山門西教寺末 寺上善寺法縁之僧	--	170号・ 403号
天明2年	1782	無住	留守居無	--	長宝寺保北野社人本郷万右 衛門	404～ 406号
天明3年	1783	--	留守居隆賢	圓通寺法縁之僧	--	173号
天明5年	1785	--	留守居(尼)清与	禪宗	市原村補陀落寺	175号
天明8年	1788	無住	留守居無	--	長宝寺代北野社人本郷郡次	407号
寛政元年	1789	無住	願中	--	恵菊尼弟子中	194号
寛政元年	1789	無住	留守居無	--	北野御神供所無本寺長宝代 本郷郡次	408号
寛政3年	1791	無住	留守居無	--	北野御神供所無本寺長宝代 本郷郡次	409号
寛政4年	1792	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	410号
寛政7年	1795	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	197号
寛政10年	1798	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	411号
享和1年	1800	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	412号
享和2年	1802	無住	留守居尼光照	弟子智照・恵林(浄土 宗知恩院末泉州中庄村 大光寺旦那)	北野社人惣代本郷喜平次	413号
享和3年	1803	無住	留守居(尼)光照	浄土宗嵯峨清凉寺末千 本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	414号
文化1年	1804	無住	留守居(尼)光照	浄土宗嵯峨清凉寺末千 本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	415号
文化2年	1805	無住	留守居(尼)光照	浄土宗嵯峨清凉寺末千 本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	416号
文化5年	1808	--	留主居尼僧明亀尼	禪宗北町選佛寺弟子	--	203号・ 204号・ 207号
文化9年	1812	--	留守居	--	--	210号
文化10年	1813	無住	留守居尼宣詔	禪宗西京村無本寺撰佛 寺旦那、弟子尼宣裁	北野社人惣代本郷郡次	417号
文政4年	1821	無住	留守居尼本明	禪宗愛宕郡鷹峯源光庵 末寺同郡小出石村正圓 寺弟子尼、智見	北野社人惣代本郷郡次	418号
文政6年	1823	--	留守居尼妙還	--	--	228号
文政7年	1824	無住	留守居尼英順	浄土宗金戒光明寺中西 雲院旦那	北野社人惣代本郷郡次	241号・ 419号
文政9年	1826	無住	留守居尼宣玲	禪宗無本寺西京北町選 佛寺弟子、弟子尼宣裁・ 弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	420号
文政11年	1828	無住	留守居尼宣瑠	禪宗無本寺西京北町選 佛寺弟子、弟子尼宣裁・ 弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	421～ 423号
天保2年	1831	無住	留守居尼宣瑠	禪宗無本寺西京北町選 佛寺弟子、弟子尼宣裁・ 弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	424号
嘉永1年	1848	無住	留主居尼僧宣裁 尼・宣鏡尼	禪宗選佛寺弟子	--	255号
嘉永2年	1849	無住	留守居無	--	北野社人惣代本郷郡次	402号

※網掛けは「宗門人別改帳」より、その他は「寺預り証文」など他の史料よりデータ化した。

申候、万一病身二而、仏像前御守護難相勤^{〔家〕}ハ、何時成共、拙者方へ引取可申候、若此仁二付、^{〔如何〕}様之六ヶ敷儀出来候共、拙者罷出、急度埒^{〔明〕}、社人物中^{〔江〕}少茂懸御難申間敷候、為後日之、寺預り証文依如件、

文化五戊辰年

正月 上御霊中町敷内町

引取請人佐藤和藤太（印）

留主居尼僧明亀尼（印）

御社中参

惣代本郷喜平治殿

明亀は長宝寺留主居として、上御霊中町敷内町の佐藤和藤太を引受人に招請された。「先祖分能存知慥成仁」という文言は、引受人側の常套句であろうが、先の【史料7】九・十箇条目を念頭におけば、「社人らにとつて」という含意もあろう。つまり、社人らにとつて重要なのは、宗旨や宗派でなく、尼僧を留主居として招請することにあつたといえよう。では、なぜ尼僧でなければなかつたのか。それを考えるにあつて、この明亀入寺の際の道具引継に関する史料をみておこう。

【史料10】「長宝寺道具引継一札」（本郷家文書二〇四号）

一札

一、北野天満宮御供所大將軍長宝寺留主居之儀、是迄我等

相勤居候処、勝手二付、此度致退去候、依之、跡留主居之儀、貴僧様御勤可被成候、右二付、我等在寺中買調候品、左之通、

障子拾枚、畳式拾四畳半、戸拾六枚、舞羅戸三枚、襖七枚、走り壺ツ、竈壺ツ、押入并棚枚、其外磬子大小式ツ、靈繕三ツ、茶碗付茶湯、茶碗茶臺一對、三具足、小折敷式ツ

右之品々、我等所持ニ御座候処、此度金四兩ニ売渡申候処、実正明白也、然ル上者、右等之品ニ付、社人中其外他分違乱妨け少茂無御座候、万一彼是之義御座候共、御難掛申間敷候、尤売渡し候品ハ、貴僧様如何様共、御勝手ニ可被成候、先者為後証道具類売渡シ、代金請取証文、依而如件、

文化五年正月

光照

留主居尼

明亀殿

このとき、前留主居光照の買い集めた諸道具が、四兩で明亀へ売り渡されることになった。障子や畳、戸といった建具だけでなく、竈や押入、茶碗など生活用具も含まれるが、光照にとつては必要なく、新しい「御供所大將軍長宝寺留主居」明亀にとつ

て必要な道具であったといえる。おそらく、御供調進に使用あるいは関係した道具類であったと考えられる。

ところが、この諸道具売り渡しが順調に進まなかったのか、翌文化六年に【史料10】と同様の留主居請一札が作成された。この時、「諸道具渡し」た後に留主居明亀を据えるとの文言が新たに加わっている。⁽²⁷⁾

この留主居光照（浄土宗）から明亀（禅宗）への留主居交代からみえてくる、長宝寺留主居の性格は、あくまで寺院本末関係などに規定されるのではなく、「社人之帰依」あるいは「社人の支配仕候」（【史料7】）という点にあり、宗派・留主居が替わっても、そこに社人の意図が明確に入り込むものであったといえる。

では尼僧を入れ置くことの意味は何であったのだろうか。言い換えれば、尼僧が御供所長宝寺に関与することの意味である。長宝寺が単なる寺院ではなく、「御供所」であったことを考えると、そこに尼僧を差し入れる必要は、本社御供所八嶋屋の職掌を担った御子と同様に、御供調進における女性の役割が重視されたためとも考えることもできる。⁽²⁸⁾ 仮に長宝寺留主居が職化して、得分化・売買する対象であったとしても、そこに約六十年も尼僧を差し入れ続けた社人の意図を看過することはできない。

また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自である。「表2」を見ると、寛政四年から文化三年の光照と、それ以降の選佛寺など禅宗寺院から入寺した留主居の間には、何らかの差異があるように思われる。想像を逞しくするならば、前者は大将軍保社人の関係者（社人の娘・叔母など）であり、後者は選佛寺等の禅宗寺院の関係者であった可能性があるだろう。

いずれにせよ、先に触れた「雍州府志」の「真言宗僧寺守之」、あるいは「京都坊目誌」の「守僧を長宝寺と号す」との記述にもあるように、この留主居が社人による御供所寺院の維持・運営の一端として差し入れられたことがわかるだろう。

〈3〉長宝寺の造立・修復

では次に、長宝寺の維持・管理に関して、その修復・造立に關する史料から、社人との関与・関係についてみておきたい。時期は遡って宝暦元年から同七年、長宝寺造立（再建普請）にかかわって、大将軍保社人は西京保社人と争論を繰り返していた。その原因は、長宝寺修造の費用をめぐるものであった。

【史料11】「長宝寺造立につき口上書」（本郷家文書一四〇号）⁽²⁹⁾
乍恐口上書

一、去ル未年、大将軍村保長宝寺之義二付、西京保社人中
与及争論、再三御吟味之上、先と双方共致和睦、長宝

寺造立ニ取掛り可申旨、其外者、追而御下知可有之与被仰渡、双方奉畏候、其砌、村方も委細書付を以申

ここで正確な時期は不明ながら、同時期に作成された次の史料がある。

上候通、往古も一村限り之建立地ニ候得者、普請一通

【史料12】「長宝寺建立由緒書上」〔本郷家文書二八五号〕

之儀、弥古格之通、村中打寄り助勢可仕覚悟ニ御座候、

乍恐御窺申上候

且又、観音参銭之義者、普請料之義ニ候得者、双方立

一、大將軍村保長宝寺之義、居村社人并堂衆中間無差別立

会相改メ、証印を以普請方商人江相渡し、早速造作ニ

会、一村限り建立仕り、前も御公用筋等も相勤、延

取掛り申度奉存候、何分大破之事ニ候得者、往来之怪

宝年中石川主殿頭様、御檢地御奉行、其以（後之）御巡見

我も無心元、村内之御公用筋も勤り不申候ニ付、乍恐

様方、御公儀御目付御役人中御代官所、例年御見分御

為御届参上仕候、以上、

巡御在御泊り、或ハ御中食御休息所ニ相用ひ、依之、

宝曆二年申九月廿日 大將軍保社人惣代

畳表替、戸障子張替等迄、往古も尔今大將軍村方も無

本郷嘉兵衛（印）

滞仕来候、尤五ヶ年内、毎と神供も調進仕候而、寺社

本郷文左衛門（印）

御改之節、北野神供所と村方も書上来り候、尤修復之

御寺務様

義ハ、宝永年中も五保之神供所徳用物一統に打込積り

御役人中様

二而、夫も長宝寺参銭、五保一所ニ打込修復之義、社

この【史料11】より、長宝寺造立に関わる争論が去末年（宝

人中へ任七置候処、都而修復ニ手詰候、一保ハ正明シ

曆元年）に大將軍保と西京保の社人ら間で起り、再三の吟味

取荒地ニ相成、一保ハ売払被申、唯今二而ハ三保相殘

を経て和睦したことがわかる。その中で、長宝寺は「一村限り

有之候、此内二保ハ、時当神供所、又ハ社人参（念）所ニ

之建立」であり、村方も「助勢」することになっていた。また、

極メ有之二付、相応ニ修覆も加へ被申候得共、当村長

その普請料には、観音の参銭（賽銭）を充てることになってお

宝寺之義（壊）壊ニ付、造立之義も、両村社人中及争論候、

り、大將軍保・西京保双方の社人が立ち会って管理をすること

尤造立之寄進人も是迄有之候得共、如何敬念ニ候哉、

になっていた。

西京保も相妨ケ被申相廻シ候段、当村社人も被申上候

通二（以下記述なし）

ここでは、長宝寺が居村の社人と堂衆仲間によって建立され、延宝年間には検地奉行の巡検などの際に昼食休憩所となっており、そのための畳・障子替えは大将軍村方が勤めていた。また、社人による神供調進の場でもあり、村方からも「北野神供所」と位置付けられていた。その後、修復に充てられる費用は、宝永年中から五保の神供所の徳用物を「村込」にするとなっており、その時から長宝寺賽銭も社人仲間による五保一所の「打込（無秩序・入り乱れること）」の管理となり、修繕が思うように進まず「手詰」状態に陥る。また、五保神供所のうち、一保は荒廢し、一保は売り払われる始末で、三保へと減少傾向をたどる。さらに、この内の二保は、神供所・社人参会所となっており、修復を行うべきところ、この長宝寺の修復造立については、西京保からの「妨ケ」により両村社人らの争論に発展する。この争論の原因は、明確ではないが、修復入用に関する問題であったと推察される。

さて、争論の端緒を記したこの【史料12】の記述で重要な点は、第一に「大将軍村保」と「大将軍村」が書き分けられていることであり、それがそのまま「北野神供所」と「村方」のそれぞれに対応しているということである。村落と保は同じものではなく、大将軍村内に大将軍村保が存在し、保は社人ら人的

集団を指すものであったと考えられる。また第二に、各御供所寺院の運営方法と社人仲間の関係である。争論の要因ともなった修繕を含めた各御供所寺院の維持・運営費は、各保の独立会計ではなく、社人仲間による運営が図られていた。

この後、争論は和睦を経て収束に向かい、宝暦四年十月四日には曼殊院から和睦を仰せ付けられたが、その後、大将軍村方が長宝寺普請について他郷から加印して処理すること（西京村保社人らの加印）へ難色を示し、従来通りの「古格」による再建方法を探ろうと訴願した。

【史料13】「長宝寺普請願につき口上書」（本郷家文書一四一号）

乍恐口上書

一、大将軍村保長宝寺大破二付、普請之義より事起り、種々西京村保と及争論候処、双方和睦被 仰付、奉畏事相治り難有奉存候、且又、右長宝寺普請願之義、先達而申上候通、他郷分加印と申事例格無之、新規之義故、村方差間申候条、普請一通之義、古格仕来之被為 仰付被下候様奉願候、以上、

宝暦四年戊十月四日 大将軍村保社人

本郷頼母印

本郷丹宮印

本郷文左衛門印
高部梅之丞印
本郷善之丞印

御寺務様

御役人中

このように、長宝寺をめぐる維持・運営は、宝暦年間に起こった争論より、宝永年間からの社人仲間の結合形態および村方との関係の変化によって、その財源運用も変化し、各保のみの問題ではなくなり、社人仲間全体の共有問題として把握されるようになった。

では、そうした西京「五保」および御供所寺院をめぐる社人仲間の関与とは如何なるものであったのか。次章でそれら大將軍村・社人仲間・御供所寺院の関係を、長宝寺以外も視野にいれつつ検討したい。

第3章 御供所寺院と保社人

〈1〉大將軍村保と寺院

これまでの検討によって、長宝寺の維持・運営は、大將軍村保の社人だけでなく、西京社人も関与する余地があったことが判明した。これは、諸保御供所が廃絶していくなか、第一章で

検討したように、社人仲間が再編されていく過程で、残る御供所を社人仲間全体で維持しようとするあらわれでもあったといえる。

先の宝暦争論は、次に示す宝暦五年の取り換え証文によって、その普請のあり方だけでなく、彼ら社人仲間と御供所寺院との関わり方がよくわかる。

【史料14】「諸保神供所普請取替証文」〔本郷家文書四三九号〕
為取替証文

一、諸保神供所等普請願之儀、其保と社人与時之社人惣代連印致し、則惣代を以公辺江願出可申候、尤五保社人

一統之儀ニ候得者、万事無滞様ニ可申合事、

一、当時長宝寺及大破有之候得者、惣中申合、早く可致修造候、散錢明マツケ候差者其序ニ而、立会員数相改可申候事、

一、諸保神供諸在来候納方物等、向後弥評議所江立会、遂勘定、諸保之修補無油断取計、残物有之候者、一統之社用ニ加へ可申候事、

一、保々社人、并京地散在之仲間ニ至迄、以和順、社役致参会、互ニ古格を相守、容易ニ不座等申付候義、出来不致候様ニ心伐付合相勤可申候、就中、保と神供所、并五保之社人家筋頼転無之様、中絶之社人株者、筋目

を正シ相考、互ニ致補闕、社人減少無之様ニ、兼而心懸ケ、自他之無差別不安内之筋者助合、時之裁判人之指図を以、社役大切ニ可相頼候事、

右者、長宝寺大破修復之義ニ付、近年仲間及争論ニ、**於 御寺務御吟味之上、宝永二年被 仰渡候御條目**

を以、**宝曆三年御裁断被成下、御下知之趣奉畏、一統ニ御書付奉指上候、其後普請願之儀ニ付、難決之**子細有之、從 御寺務北野目代孝世^江取扱被 仰付、

各和順致し候、弥先規之通、社法相守、**五保之裁判人**一統ニ万事申合取計致し、一分之謀計堅任間敷候、

尤兼而從 御寺務様被 仰下候通、**保と元來神供所之事**ニ候得者、他事用ひ申間敷候、乍然無^カ抛用筋、

亦者保と向と之諸用之義、是迄用入來候義者、有來候通ニ可致候、為後觀、此度物社人連判証文、依而如件、

宝曆五年

亥九月

竹岡玄蕃判

数谷左衛門々

橋本六兵衛々

〔以下三十人署名略〕

右

まず、長宝寺の修復を進める中で争論が起き、曼殊院の吟味を経て、宝永二年の条目をもとに宝曆三年に再び裁断が下された。ところがそれでは解決せず、北野社目代の取扱いによってようやく和順となった。ここで確認された四箇条のうち三箇条目までは、保神供所の普請願・費用勘定・貢納物に関する確認事項である。さらに四箇条目は、それら保神供所を維持・管理する社人の関与の在り方を明文化したものである。すなわち、保々社人と京地散在の仲間は、和順して社役を勤め、互いに古格を守り、容易に不座等のないように心懸け、また保々神供所と五保社人の家筋が頽転のないように、中絶の社人株については筋目を正し、互いに補闕して社人が減少しないようにすることを確認したのである。社人株の相続は、先に触れた【史料5】（文政十二年）の長宝寺保株相続の在り方と共通する点があり、どちらも五保あるいは「西京七保」の衰退へ繋がるとの共通認識を持っていたことがわかる。それは大將軍保（長宝寺保）の社人だけでなく、社人仲間三十三名の連印による総意であったことからもうかがえよう。

この取り決めは、宝曆七年二月になって決着したようで、大將軍村庄屋七左衛門と堂衆生嶋石京が、天満宮社人中へ、長宝寺普請を社人仲間連印で願書作成すること、そして観音賽銭を

修復料に充てることを決めた証文を提出した。⁽³⁰⁾

また、同月に普請願について、その保社人と時の惣代による印形と、大將軍村役人の連印によって願い出ることとする証文が、天満宮社人惣代三名から庄屋七左衛門と堂衆生嶋右京へ提出された。⁽³¹⁾そしてこの後、同年四月に大將軍保（長宝寺保）社人本郷・山西らは「北野天満宮御供所大將軍長宝寺」修繕願を、別紙絵図を添えて京都町奉行へ提出した。⁽³²⁾

〈2〉「西京七保」御供所の維持と社人

この宝曆争論以降、社人の衰微は一層意識されていく。それが【史料5】（文政十二年）の社人仲間株相続問題であった。この宝曆争論に前後して、『北野誌』にも記されているように、延享四年に神人の称号に代わって「社人」が使用されるようになる。また、保名も使用されなくなっていく。延享二年の「社人連氏」には、一保・采町保・堀川保・中保・大將軍保の神人名、および神人未補任の人名が列挙されていたが、翌三年の「社人連氏」にはそうした保名がなくなり、神人が列挙されることとなった。⁽³³⁾こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の背景には、これまで述べてきたような、社人仲間の再編成と、神人の未補任に代わる新たな称号の使用が意図されると同時に、各保の御供所寺院の維持・管理が「五保社人一統」（史料

14）でなされるようになることと不即不離の関係にあった。

本節では最後に、長宝寺以外の御供所寺院の維持・運営について触れるなかで、同時にそれら史料の伝来の経緯を明らかにしておきたい。これは前節で検討したように、御供所寺院の衰退の中で、五保社人らによる維持・管理が志向されていたことの証左ともなる。

すでに【史料4】で触れたように安楽寺の宝物争論の史料は、本郷家文書に伝来されていた。これは、宝曆争論以降、各保の御供所寺院への関与が社人仲間全体で行われていったことよる。したがって本郷家文書には、宝曆年間以降の安楽寺・東光寺・新長谷寺の維持・管理に関する史料が散見される。

例えば、宝曆三年七月、「西京御供所安楽寺留主居役」を沢有という僧に任せるということで、請人を西京河瀬町菱屋源七、寄人を屋祿屋市兵衛に、留主居証文が社人に提出された。⁽³⁴⁾同様に明和七年には「針医常春」が留主居に差し入れられ、文化二年には「西京北町安楽寺門守部屋」を「借宅」に「廣嶋屋七兵衛」を差し置くと引取証文が提出された。⁽³⁶⁾

また、東光寺に付属した御供所は、明和九年に「社中会所東光寺門主役」として「百姓五郎左衛門」が、北山村の百姓善四郎を引請人に勤めることになり、⁽³⁷⁾文化五年には、「西京堀河町御供所東光寺家」に百姓和七が借屋に入っている。⁽³⁸⁾

また、御供所寺院東光寺の修繕・普請を示す事例に、安永七年、紙屋川洪水に伴う東光寺堤の損壊修繕がある。土砂流れ込みによって台所が損壊し、北野社社人から「衰微之社人」では取り繕うことはできず、曼殊院へ一貫五百目の拝借を願い出ており、やはり社人総代（仲間）としての関与が確認できる。³⁹⁾

さらに年未詳ながら近世後期の史料として、東光寺伝来の抱え地の寄進に関する史料がある。

【史料15】「東光寺抱地寄進状下書」〔本郷家文書三〇一号〕

寄附状之事

一、東光寺伝来之地之内

壹ヶ所抱 東西何間 紙屋川筋 南北何間 紙屋川筋 東へり敷地

壹ヶ所 紙屋川筋 東へり林地

右式ヶ所年貢米五升

右之地面、東光寺伝来之抱地二候得共貴寺兼而御望二付、

此度致寄附候、永代心保心保ニ支配可被出候、此地ニ付外心保

妨申者切無之候、年貢米之義、毎年五升宛、社中へ可被

相納、為後日寄附状仍如件、

門守部屋 九月四日神事前、是非建直申度存候へ共、社人

中間此節事多、且又造作料惣致而——惣中歎悦

候、以上、

この【史料15】は、東光寺抱え地の支配が社人仲間によって

なされてきたが、これを東光寺へ寄附するという寄進状の下書である。門守部屋を九月四日の神事までに立て直すことや、社人仲間の関わりが想定される。

この他、安楽寺の普請⁴⁰⁾や、北野社御旅所境内門守部屋造作作にも社人惣代が訴願をしている。⁴²⁾

これら長宝寺以外の御供所寺院の門主⁴³⁾や修造普請に関する史料が本郷家文書に含まれるのは、御供所寺院の維持が、各保毎で完結するのではなく、特に参銭運用のあり方をめぐって社人仲間全体の管理へとその体制が変化したことによる。そこには衰微・廃絶していく社人が、保を超えて新たに社人仲間として結束し、また御供所寺院の維持・管理のあり方を通じて、「西京七保」の歴史と由緒が再生成されていくと考えられる。それは言い換えれば、近世でもなお御供調進が、北野社との繋がりと社人身分を保障するための根幹の行為であり、それにかかわる御供所寺院の運営は、その衰微・廃絶に直結する問題であったといえるだろう。

むすびに

以上、本稿では「西京七保」の御供所寺院の近世における様相を明らかにしてきた。すでに中世末期の段階で、西京「五保」

であったものが、徐々に衰退・廃絶へと向かい、宝暦年間の長宝寺普請、文政年間の社人仲間相続の問題などを通じて、社人による御供所寺院の維持・管理が模索されていった。ただ、そうした御供所寺院は、個別の保毎に維持・管理されてきたわけではなく、宝暦年間の大將軍保と西京保の争論からうかがえるように、五保社人による関与が認められる。したがって大將軍保社人本郷家に長宝寺以外の維持・管理・修造に関する史料が伝存していくのはそのためである。

そうした中で、彼ら社人仲間は、「西京七保」に関する歴史を、神宮寺あるいは御供所寺院の創建として、また七つの保が原初形態であったと記しはじめ、やがて近代を迎え、「西京七保」は、社人仲間の活動と由緒、また北野社とのつながりを歴史的に説明するための用語として意味を与えられるにいたる。

このように御供所寺院は、天神を祀る観音堂を擁し、御供調進を行う場として、近世を通じて社人らの活動の拠点であり、近世村落寺院一般とはやや異なった位置にあった。

では、それら御供所寺院は近代化によって、どのような変転をたどるのか。それを示す興味深い史料がある。

【史料16】「寺号儀口達」(明治初年カ)(本郷家文書二九八号)

口達

乍早速申入候、今日安楽寺始其外寺号之儀、不相成様、今

朝中求馬様京都府^江御出勤之処、右寺号相改、社号願可致様との被仰渡^ニ付、急速御談し申度候間、無御不参、御集會早刻頼上候、以上、昼飯早々御集會可被下候、

極月八日

社家年番

(社人二十一人宛、省略)

明治初年、安楽寺など寺号を付す「西京七保」の御供所寺院(安楽寺・長宝寺)は、京都府より寺号使用を改め、社号での使用で願い出るように指示があったという。これはおそらく廃仏毀釈、あるいは近世「西京七保」御供所が寺院とは認められず、神社として認識されたためであったと考えられる。

また、明治二年には、北野社祢宜惣代から神祇官に対して次のような願書が提出された。

【史料17】「北野社祢宜惣代願書」明治二年(本郷家文書二七二号)

為窺

天氣昨年来七社之神主祢宜等、其余諸神社之輩、参 朝被為 仰下候之旨難有奉存候、当北野社祢宜、為年始御礼、参 朝被為 仰下候様奉願候、何卒格別之御憐愍以、右之通被為 仰下候者、祢宜一同難有奉存候、此旨宜鋪御沙汰奉願上候、以上、

明治二年

巳正月 北野社祢宜惣代

神部能登介

神祇御官

この【史料17】は年頭に際して、「七社之神主・祢宜」らが参内の許可を願い出たものである。ここではすでに前年の寺号廃止・改称に連動して、社人らの称号が祢宜惣代へ変化していることがわかる。⁽⁴³⁾その後、「西京七保」御供所寺院はさらに衰退・廃絶の道を辿り、明治六年（一八七三）年には上地となり、什物や仏像などは関係寺院へ移ることとなった。第二章で検討した長宝寺は、すでに明治二年に大將軍保社人本郷家の菩提寺である浄土宗成願寺に⁽⁴⁴⁾十一面観音像が遷座し、また同六年には、その御供調進機能が本社北野社天満宮の御供所八嶋屋（龜社）へと統合された。⁽⁴⁵⁾その後、「西京七保」は、御旅所での祭祀・祭礼（瑞饋御輿巡幸など）において新たな再生を遂げる一方で、近世を通じて社人によって維持されてきた御供所寺院はここに完全に意味を失ったのである。

註

(1) 本郷家文書二八四号（京都府立総合資料館寄託）。以下、本稿で用いる本郷家文書は、西京社人（神人）本郷家に伝来した史料群であり、使用する際には、旧字を新字に改め、適宜読点を

付し、京都府立総合資料館の目録番号を示した。

また、二八四号文書は無年号であるが、端裏書に「閏四月廿一日御門主之源内持参候処、御か筆之願事」とあること、また北野社の創建年九四八年から八百余年であることを考えると、宝暦十二年と推定できる。さらに本稿で考察するように、長宝寺保社人らにとって宝暦年間は、社人職衰退や御供所修繕に關わり、由緒を語り出す時期にもあたる。

(2) 北野社膝下西京は、かつて小野晃嗣氏や竹内秀雄氏が指摘したように、そこに居住する神人らが酒麴業を営んでいた「竹内一六八、小野一九八七」。ただし小野氏はその範囲とされる「七保」について、北野社創建時から存在したことに慎重な姿勢をみせている。また、網野善彦氏は弘安九年の祈禱帳から七保の比定を試み、西京が「都市的な場」であったとする「網野一九九五」。さらに貝英幸氏は、西京における關所の在り方を通じて北野社膝下領支配を考察し、併せて西京神人らによる祭礼―瑞饋御輿の歴史の変遷を遡及的に検討した「頁二〇〇三・二〇〇四」。その中で最も重要な点は、これまで「西京七保」を具体的な七つの保に措定されてきたことへの疑義を提示した点にあり、併せてこれまで西京研究で参照されてきた『北野誌』の記述を再検討しながら、秀吉による御土居造成と西京地域の変容を論じた点にある。また、それに批判を加えつつ、西京神人の存在形態から検討を加えた三枝暁子氏は「西京七保」が鎌倉期に神供備進のために設定された「保」を室町幕府が祭礼負担の単位として七つに編成して成立したとし、その後、繰り返される押領や領有関係の変遷を経て上下保と比定している。「三枝二〇一一」。ただし、二三条保が幕府政所伊勢氏によって押領された後も御供が貢納されていた（もしくははされようとしてい

た)点に注目するならば「頁二〇〇三・二〇〇四、高橋二〇一〇」、その範囲を具体的な七つ及び特定の範囲に限定するには、なお検討の余地があるように思われる。

- (3) 「安楽寺縁起宝物争論一札」文政十年(一八二七)〔本郷家文書二四六号〕、後掲【史料4】。
- (4) 「西京神人御補任之事」元禄二年(一六八九)『北野天満宮史料 目代日記』。
- (5) 「社人連氏」慶長七年(一六〇二)二月九日〔本郷家文書一〇号〕。
- (6) 「新長谷寺観音堂引直し願」元禄八年(一六九五)六月〔本郷家文書二二八〕、「長宝寺普請願」文政五年(一八二二)二月十二日〔本郷家文書一九五号〕。
- (7) 『実隆公記』文明十五年九月八日条「則詣西京新長谷観音」。
- (8) 「西京惣使日記」天正七年(一五七九)『北野天満宮史料 古文書』。
- (9) 「社人連氏」慶長七年二月九日〔本郷家文書一〇号〕。
- (10) 「京都坊目誌」上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、『新修京都叢書』第一八卷 臨川書店。
- (11) ただし、本文書前半部には「安楽寺」は「北野祢宜中支配」との記述もあり、近世における社人の「祢宜」号の使用は定かではないが、それが社人に代わる称号であるとすれば(後掲【史料17】(明治二年))、本文書の成立年代は明治期とも推定できるとする。
- (12) 『京都市の地名』平凡社。
- (13) 「京羽二重」卷二、明暦四年(一六五八)刊、『新修京都叢書』第二卷 臨川書店。
- (14) 「都すゝめ案内者」上、寛文五年(一六六五)刊、『新修京都叢書』第三卷 臨川書店。
- (15) 「雍州府志」卷五寺院門下、貞享三年(一六八六)刊、『新修京都叢書』第一〇卷 臨川書店。
- (16) 「拾遺都名所図会」卷一 安永九年(一七八〇)刊、『新修京都叢書』第七卷 臨川書店。「山州名跡志」卷之八 正徳元年(一七一二)刊、『新修京都叢書』第一五卷 臨川書店。「山城名跡巡行志」第一、宝暦四年(一七五四)刊、『新修京都叢書』第三二卷 臨川書店。
- (17) 「京都坊目誌」上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、『新修京都叢書』第一八卷 臨川書店。
- (18) 「長宝寺普請願」文政五年二月十二日〔本郷家文書一九五号〕。このほかにも、文政年間の指図は三点確認できる。〔本郷家文書一九七号・三九三号・二七七号〕。
- (19) 安楽寺・東光寺も北野御供所と記されている〔本郷家文書一四八・二二七号〕。
- (20) 「長宝寺建立由緒書上」(近世後期)〔本郷家文書二八五号〕、後掲【史料12】。
- (21) 「大將軍村家数間尺改帳」延宝五年(一六七七)七月〔本郷家文書五五三号〕。同史料は、『史料京都の歴史6 北区』「大將軍村」(平凡社 平成五年)第二五号として所収・翻刻。同史料には本郷晴之丞を「愛宕奉公人神主」、本郷伝内も「神主」として記載している。これは三枝氏が指摘するように「三枝二〇一一」、西京神人(社人)が祈禱を職掌としていた表記だと思われる。
- (22) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月(一七五七)〔本郷家文書一四五号〕。同史料は、『史料京都の歴史6 北区』「大將軍村」(平凡社 平成五年)第三〇号として所収・翻刻。
- (23) 「宗門人別改帳」〔本郷家文書〕四〇二号・四二六号。

- (24) 「留主居差入証文」文化五年(一八〇八)十一月〔本郷家文書一九四号〕。
- (25) 「宗門人別改帳」享和二年(一八〇二)九月〔本郷家文書四一三号〕。
- (26) 選佛寺は臨濟宗建長寺派の寺院。宝暦十一年(一七六一)、仏日が洛西念仏寺の譲りを受けた仏日が改宗し現在地に移転した〔京都坊目誌〕上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、『新修京都叢書』第一八卷 臨川書店。
- (27) 「留主居寺預り証文」文化六年(一八〇九)三月〔本郷家文書二〇七号〕。
- (28) 北野社御供所八嶋屋は、膝下西京より貢納される御供を調進・支配し、それは御子・宮仕によって担われていた。詳細は拙稿参照〔高橋二〇一〇〕。なお、炊く・織る・縫うといった職掌に關しては、西口順子氏論文「西口二〇〇六」を参照のこと。
- (29) 同史料は、『史料京都の歴史6 北区』「大將軍村」(平凡社平成五年)第二九号として所収・翻刻。
- (30) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月〔本郷家文書一四五号〕。
- (31) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月〔本郷家文書一四六号〕。
- (32) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年四月〔本郷家文書一四七号〕。
- (33) 「杜人連氏」延享二年(一七四五)二月九日〔本郷家文書四八号〕、「同」延享三年(一七五六)二月九日〔本郷家文書四九号〕。
- (34) 「安楽寺留主居証文」宝暦三年(一七五三)七月〔本郷家文書四三八号〕。
- (35) 「御供所安楽寺留主居引請証文」明和七年(一七七〇)七月〔本郷家文書一六一号〕。
- (36) 「西京北町安楽寺門守部屋引取證文」文化二年(一八〇五)七月〔本郷家文書二〇二号〕。
- (37) 「東光寺門主役請状」明和九年(一七七二)五月三日〔本郷家文書一六三号〕。
- (38) 「東光寺借家引取請状」文化五年三月〔本郷家文書二二七号〕。
- (39) 「銀子借用願」安永七年(一七七八)七月〔本郷家文書一六六号〕。
- (40) 「北野天満宮御供所西京北町安楽寺繕普請御願」宝暦八年(一七五八)二月八日〔本郷家文書一四八号〕、文政三・四年の安楽寺建物大破・修復に關する訴願史料〔本郷家文書二二一号ほか〕。
- (41) 「北野旅所境内内門守部屋造作御願」寛保元年(一七四一)八月〔本郷家文書一三六号〕。
- (42) 本郷家文書の中には、元禄八年(二六九五)二月に「天神御供所西京新長谷寺」の「観音守り」であった直心が、観音堂の造作・拡張を京都町奉行へ願い出た文書がある〔本郷家文書一七八号〕。この訴願は直心以外にも、東隣の者、組・年寄・庄屋が連名で訴願している。本郷家に当文書が残る経緯は不明だが、本郷家が庄屋を勤めていた可能性はある。いずれにせよ、本郷家文書の分析を通じて見出せる杜人(神人)の訴願や由緒を含めた史料論の検討は後日を期したい。
- (43) 「掟」明治元年(一八六八)九月〔本郷家文書三九九号〕。ここでは「榎宜家年番」として杜人らが連署し、本社参拝・定式の集会への参加、また榎宜家互いの親睦を図ることが確認された。
- (44) 「宗旨請状」宝暦七年八月〔本郷家文書四四一号〕。これは『北

野誌』および【史料3】に記される「西京七保」のうちの成願寺とは異なる寺院である。

(45) 「京都坊目誌」上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、『新修京都叢書』第一八巻 臨川書店。なお、現在長宝寺は、浄土宗成願寺(大將軍西町)境内に「長宝堂」として存在し、その額には「洛陽廿九 長宝寺」と記されている。

〔参考文献〕

- 網野 善彦 一九九五「西の京と北野社」『日本中世都市の世界』筑摩書房(初出一九九一)
- 小野 晃嗣 一九八七「北野麴座に就きて」『日本中世商業史の研究』法政大学出版社(初出一九三二)
- 貝 英幸 二〇〇三「応仁文明乱後における膝下領の支配とその変質」『鷹陵史学』第二九号
- 貝 英幸 二〇〇四「中世末期村落の変質と祭礼」『京都民俗』第二〇・二二号
- 川井銀之助 一九三四「北野天満宮と七保御供所攷」『史迹と美術』第四一・四二号
- 高橋 大樹 二〇一〇「中世北野社御供所八嶋屋と西京」『日次紀事研究会編』『年中行事論叢―『日次紀事』からの出発』岩田書院
- 竹内 秀雄 一九六八「北野社の神人」『天満宮』日本歴史叢書、吉川弘文館
- 西口 順子 二〇〇六「巫女の炊事と機織り」『中世の女性と仏教』法蔵館(初出一九九〇)
- 三枝 暁子 二〇一一「北野社西京七保神人の成立とその活動」『比叡山と室町幕府』東京大学出版会(初出二〇〇七)

【附記】 本稿は、佛教学総合研究所研究班の研究成果であり、公益法人世界人権問題研究センター研究会にて報告した内容をもとに成稿したものです。ご助言くださいました諸先生方に厚く御礼申し上げます。また、本郷家文書の使用にあたっては、所蔵者様から御許可・御配慮いただき、京都府立総合資料館の辻真澄氏に便宜を図っていただきました。末筆ながら深謝申し上げます。

(タカハシ ヒロキ 嘱託研究員)